

新婚さんの 新生活を応援します！

本市では、新たに婚姻した世帯を対象に住宅取得、リフォーム工事、賃借、引越し費用などの一部を補助します。

▶補助対象世帯：令和5年3月1日～令和6年3月31日の間に婚姻届を提出し、市内に居住する夫婦のうち世帯所得500万円未満で、婚姻日の夫婦の年齢が39歳以下の世帯
▶補助上限額：20万円/世帯 ※1,000円未満は切り捨て

▶補助対象経費

○住宅取得費用

○住宅のリフォーム工事費用

○住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など） ※賃料・共益費は最大3カ月分まで

○引越し費用（引越し業者または運送業者へ支払った実費）

▶申請期限：令和6年3月29日（金）

※受付は、土・日・祝日・年末年始を除く午前9時～午後5時

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

※申請の際は事前にご相談ください。
☎ 伊奈庁舎地域推進課（内線1302）



危険なブロック塀などの 撤去工事費用を補助します！

危険なブロック塀などの倒壊による人的被害を未然に防ぐため、撤去費用の一部を補助します。ブロック塀などを撤去する前に申請をお願いします。

▶補助対象：下記の要件を満たすブロック塀などの全部または一部の撤去

○通学路または災害時の避難路などに面しているもの

○道路面からの高さが80cmを超えるもの

○組積造または補強コンクリートブロック造のもの など

▶申込期間：6月1日（水）～8月31日（木）

▶受付予定件数：6件 ※受付予定件数に達した時点で終了となります。

▶補助金額：下記の①、②いずれか低い方に2/3を掛けた額（上限10万円）

①撤去に係る費用

②撤去する部分の延長1mあたり1万4,000円を掛けた額

☎ 谷和原庁舎住まい開発政策課（内線5402）

思いやりの環境づくり 支援事業拡充のご案内

本市では、事業者や地域の団体が障がいのある人に必要な「合理的配慮」を提供するためにかかる費用を補助する「思いやりの環境づくり支援事業」を実施しています。令和5年度から、段差解消工事などにかかる費用の一部補助を開始しました。

▶補助対象

○段差解消工事に係る費用（上限20万円）

○コミュニケーションツールの作成費（上限1万円）

○物品の購入費（上限5万円）

※市内に事務所がある事業者や自治会などの地域の団体が、この制度を利用できます。

☎ 伊奈庁舎社会福祉課（内線4103）

農業委員会 各種申請

6月の農地法に基づく許可申請の受付期間は次のとおりです。

▶受付期間：6月21日（水）～23日（金）

※定例総会は7月10日（月）の予定です。

☎ 谷和原庁舎農業委員会事務局（内線6300～6302）

木造住宅の耐震診断や 耐震補強を支援します！

■木造住宅耐震診断士派遣事業

耐震補強を促進するため、耐震診断士を派遣して、木造住宅の耐震診断を行います。

▶申込要件：昭和56年5月31日以前に

建築確認を受けて建築された木造住宅

▶耐震診断費：無料

▶申込期間：6月1日（水）～8月31日（木）

▶受付予定件数：5件 ※受付予定件数を超えた場合は抽選になります。

■木造住宅耐震補強工事の補助事業

地震発生時、木造住宅の倒壊などによる被害を防止するため、木造住宅の耐震改修工事などの費用を補助します。

▶申込要件

○昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された耐震性のない木造住宅

○工事は市内に営業所などがある業者が行うこと

○工事は原則、令和6年3月末までに完了すること など

▶補助金額：耐震改修工事などの費用の4/5（上限100万円）

▶申込期間：6月1日（水）～8月31日（木）

▶受付予定件数：1件 ※受付予定件数に達した時点で終了となります。

☎ 谷和原庁舎住まい開発政策課（内線5402）

景観に関する届出を 忘れずに！

本市では、「つくばみらい市景観条例」および「つくばみらい市景観計画」を定め、市全域を景観計画区域として、良好な景観形成に取り組んでいます。

市内で行われる建築・開発などは、景観法・景観条例に基づき、行為に着手する前に計画内容を届け出て、景観計画に適合しているかどうかの審査を受ける必要があります。

届出対象となっている建築・開発行為などを行う場合は、行為の届出の30日前（行為着手の60日前）までに事前協議申出書を提出してください。届出対象となる行為や基準は、都市計画課までお問い合わせください。

☎ 谷和原庁舎都市計画課（内線5104）



お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント